

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉再循環系ポンプ（A）出口弁のグランドリーク検出配管温度記録計の指示値不良により「主蒸気隔離弁・原子炉格納容器内グラント部漏洩温度高」警報が誤発生したため、当該記録計を点検・修理	D	
2	3号機	原子炉格納容器真空破壊弁の点検において、当該弁取付けフランジの二重シール部よりエアリーク（3台）が認められたため、当該部のシール材を交換	D	
3	3号機	主復水器（B）の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（6本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
4	3号機	復水脱塩装置通葉再生用苛性ソーダ貯槽のマンホール蓋を開放した際、フランジシート面のライニングに一部剥離が認められたため、当該部を補修	D	
5	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）用補機冷却海水ポンプ（C）廻りの弁の浸透探傷検査において、弁棒に指示模様（2台）が認められたため、当該部品を修理	D	
6	3号機	第1給水加熱器（B）用ドレンレベル調整弁の点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	給水加熱器ドレンポンプ（A、C）用入口弁の浸透探傷検査において、弁体に線状指示模様が認められたため、当該弁体（2台）を交換	D	
8	4号機	燃料プール内保管廃棄物の中性子検出器を収納したバスケットを移送用キャスクに装填した際、検出器の切断寸法が長過ぎて、当該キャスクの蓋を密閉できなかったため、作業を一時中断し別の収納バスケットと入れ替え、移送作業を再開	D	
9	5号機	コントロール建屋換気空調系北側電気品室局所空調機用温度計の温度設定つまみに破損が認められたため、当該計器を交換	D	
10	5号機	タービン建屋電気品室局所空調機駆動用電動機の電源ケーブル保護用フレキシブル電線管の接続部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット補機冷却用油冷却器（A）温度調整弁の点検において、補助継電器用減圧弁の小型圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
12	6号機	主タービン軸受端子箱に接続されている信号ケーブル（2本）に劣化が認められたため、当該ケーブルを交換	D	
13	6号機	循環水系逆洗弁（6台）の点検において、弁箱内のゴムライニングに剥離が認められたため、当該ライニングを補修	D	
14	6号機	取水設備スクリーン洗浄装置（C・D）の点検において、防食アルミ板（全156枚）及び防食アルミ棒（全16本）に電食による消耗が認められたため、当該部品を交換	対象外	
15	集中環境施設	換気空調系制御室及び電気品室用加湿器の電気ヒーター（D）が地絡過電流継電器の動作により自動停止したため、当該ヒーターを点検・修理対応検討	D	
16	その他	サービスホール外壁塗装工事において、足場解体作業時に当該建屋の窓ガラスを破損させたため、当該ガラスを交換	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで